平成２２年（フ）第３３２０号
福岡県大野城市南ケ丘２丁目20番３号
債務者　中山　利光
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4875番地フレセント21―305号
債務者　松嶋美代子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７９号
福岡市南区長丘５丁目３番18号
債務者　江口　嗣夫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０１号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目２番３―110号パティオ福岡東Ｎ棟
債務者　山田　啓介
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９号
福岡市南区向新町１丁目11番17号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８号
福岡市博多区吉塚１丁目20番６号
債務者　井上　正徳
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２号
福岡市博多区東比恵４丁目２番25―704号
債務者　鳥羽　和美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０５号
福岡市南区大橋４丁目14番３―405号
債務者　山下　宗英
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２６号
福岡市城南区荒江団地11番302号
債務者　間　スマ子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２７号
福岡県大野城市筒井１丁目20番32号　エル・ウェーブⅡ―303号
債務者　美容室髪職人のお家こと　坂田　貴子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６３号
福岡県福津市宮司６丁目３番30号
債務者　松尾　珠美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０８号
福岡県太宰府市大佐野１―６―１―305
債務者　松本　友美（旧姓宮本・古賀）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７０号
福岡県春日市一の谷１丁目69番地１サングレート春日Ⅱ202号
債務者　戸高　　磨
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７１号
福岡県春日市一の谷１丁目69番地１サングレート春日Ⅱ202号
債務者　戸高　好子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７４号
福岡市西区今宿町59番地17
債務者　倉田　小織（旧姓尼崎）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７９号
福岡市東区若宮２丁目30番10号
債務者　クリエイト365こと　大澤　昌治
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８７号
福岡県太宰府市坂本２丁目３番18号
債務者　鷲山美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９７号
福岡市東区松香台２丁目６番９―501号
債務者　城戸　敏枝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部